

地域計画の変更について

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第5項の規定により地域計画を変更するので、同条第7項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和7年9月30日

鋸南町長 白石 治 和



- 1 縦覧に供する書類の名称
元名地区地域計画案及び目標地図案
上佐久間・奥山地区地域計画案及び目標地図案
中佐久間地区地域計画案及び目標地図案
両向・本郷地区地域計画案及び目標地図案
- 2 縦覧期間 自 令和7年9月30日 至 令和7年10月14日
- 3 縦覧場所 鋸南町役場地域振興課農林水産振興室（安房郡鋸南町下佐久間 3458 番地）
- 4 意見書の提出
利害関係人は、この計画案に対して意見があるときは、次のとおり意見書を提出することができる。
 - （1）提出先 鋸南町役場地域振興課農林水産振興室（安房郡鋸南町下佐久間 3458 番地）
 - （2）提出方法 持参、郵送、ファックス又は電子メールによる。
 - （3）提出期限 令和7年10月14日
 - （4）その他留意事項
 - ア 意見書の様式は任意とするが、提出年月日、住所、氏名を必ず記載すること。
 - イ 提出された意見書については、要旨を取りまとめ処理結果を公告する。